

○第180回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（非公開）

日時：平成27年6月18日（木） 15：40～16：36

議事概要

（1）動物用医薬品（フルニキシメグルミン、フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロール））に係る食品健康影響評価について

・フルニキシメグルミン

審議の結果、フルニキシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0098 mg/kg 体重/日とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

・フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロール）

審議の結果、「適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」とすることが了承された。評価書（案）を一部修正の上、引き続き肥料・飼料等専門調査会で審議の予定。

- * 1 フルニキシム：解熱鎮痛消炎剤として牛、豚及び馬に用いられます。
- * 2 フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロール）：牛の発熱を伴う細菌性肺炎に用いられます。
- * 3 フロルフェニコール：抗菌剤で、牛及び豚の細菌性肺炎などの治療に用いられます。